

# 資料3

令和3年（く）第3号

## 決 定

被告人 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 生

上記の者に対する道路交通法違反被告事件について、令和3年1月19日釧路地方裁判所がした移送決定に対し、検察官から即時抗告の申立てがあつたので、当裁判所は、次のとおり決定する。

## 主 文

原決定を取り消す。

本件移送請求を却下する。

## 理 由

本件即時抗告の趣意は、検察官浅原宏規作成の即時抗告申立書に記載されたとおりである。論旨は、被告人の住居地を管轄する大阪地裁に本件を移送した原決定により、検察官が著しく利益を害されるとして、原決定を取り消し、本件移送請求を却下すべきである、というのである。

本件公訴事実の要旨は、被告人が、北海道釧路市内の道路において、法定の最高速度を47km超える107km毎時の速度で普通乗用自動車を運転して進行した、というものである。

原決定は、以下のとおりの理由で、本件を大阪地裁に移送するとの決定をしている。すなわち、本件を釧路地裁で審理する場合、現在大阪市内に在住する被告人及び大阪弁護士会に所属する弁護人にとって時間的、経済的にみて相当な不便、不利益があるといえる一方で、速度超過の事実の存否が争点となり、北海道警察の警察官の証人尋問が必要となることが見込まれることや、被告人の主張によつては補充捜査を実施する必要性があることから、釧路地裁で公判を遂行する必要性が高いとする検察官の主張については、ビデオリンク方式による証人尋問により証人等に過大な負担をかけることなく審

理を行うことは可能であると考えられ、また、補充捜査の可能性については、事件を移送することによって、公判遂行に重大な支障が生じるとの具体的な疎明はなく、検察官の利益が害されるとはいえないことなどを勘案すると、本件は大阪地裁で審理するのが適当である、というのである。

しかし、所論を踏まえ検討すると、原決定の上記判断は是認できない。その理由は以下のとおりである。

まず、被告人は、本件公訴事実を争う予定であることから、今後釧路地裁に複数回出頭する必要があると考えられ、時間的、経済的な不利益が被告人及び弁護人に生じること自体は否定できないが、弁護人からは、上記のような一般的に生じる不利益について主張があるのみで、被告人の資力や生活状況等に関する具体的な主張や資料の提出があったわけではなく、本件の審理を釧路地裁で実施することに伴う被告人や弁護人の具体的な不利益が明らかになったとはい难以難い。次に、移送請求書によれば、弁護人は、被告人は本件公訴事実を否認する予定であると主張するだけで、同請求書添付の令和2年12月16日付け千葉県公安委員会宛ての審査請求書によっても、その時点での被告人の主張として、測定機器の故障その他の原因で速度違反が検知されただけで速度違反の事実はなかったというにすぎず、また、被告人は捜査段階で供述調書への署名押印を拒否していて、本件についての被告人の供述が全く得られておらず、その主張の具体的な内容が示されたとはいえない状況にある。そうすると、本件の争点が測定機器の正確性になるとは限らず、検察官請求証拠に対する意見の見込みも明らかではないことからすれば、公判廷での被告人の供述内容や審理の経過によっては、釧路地裁の周辺に居住する証人に対する尋問が必要となる可能性があるのであるから、同地裁において審理をする方が当該事件の審理に便宜であるのは明らかであり、かつ、捜査機関においても補充捜査が必要となるのであって、本件を他の管轄裁判所に移送すると、本件の捜査を担当しなかった検察官が審理に関与すること

になり、補充捜査にも支障が生じると考えられる。このように、本件では、被告人及び弁護人の主張の内容や、証拠意見の見込みが明らかではなく、およそ検察官が立証計画を定めることができる状況ではないのに、原決定は、本件を釧路地裁で審理することにより生じる被告人及び弁護人の一般的な不利益のみを重視して移送決定をしており、検察官の立証上の不利益を著しく害しているのは明らかであって、取消しを免れないというべきである。

よって、本件即時抗告は理由があるから、刑事訴訟法426条2項により、主文のとおり決定する。

令和3年2月18日

札幌高等裁判所刑事部

裁判長裁判官 金子武



裁判官 加藤雅



裁判官 渡辺健



これは謄本である

前同日同序

裁判所書記官 片桐由紀恵